

2020年2月

お客さま各位

水島信用金庫

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年4月1日（水）から預金規定を改定いたします。

本件に伴い、新規取引開始時にお取引き目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引きのあるお客さまにおいても、お取引きの内容や状況等に応じて、お客さまのお取引き目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。

また、確認にあたっては、各種確認資料等のご提出をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料等のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引きをお断りさせていただく場合や、お取引きを制限させていただく場合があります。

1. 対象となる預金規定

- ・預金積金共通規定
- ・普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

2020年4月1日（水）

3. 主な改定内容

「取引の制限等」条項の新設、「届出事項の変更、通帳（証書等）の再発行等」および「解約等」条項の追加・変更・削除をいたします。預金積金共通規定、普通預金規定について以下の通り改定を行い、その他対象となる規定についても同様の改定を行います。なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまにも適用されます。

改定後（下線部を新設・追加・変更・削除）

預金積金共通規定（抜粋）

1. 届出事項の変更、通帳（証書等）の再発行等

- (1) 通帳、証書、定期積金掛込明細、契約の証（以下「通帳（証書等）」といいます。）や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所、在留期限、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

8. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したとき、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 第1項および第3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは、経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合や、公序良俗に反する行為に利用され、または抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと判断した場合、当該取引の制限を解除します。

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）（抜粋）

8. 解約等

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が「預金積金共通規定」第5条第1項に違反した場合
 - 削除③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 削除④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または「預金積金共通規定」第8条第1項もしくは第8条第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、虚偽であることが明らかになった場合
 - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断し、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合
 - ⑥第1～第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

以上